

## 大宮駅東口駅前賑わい拠点まちづくり懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 大宮駅周辺地域の公共施設再編による連鎖型まちづくりの一環として位置付けた、旧大宮区役所跡地や大宮小学校を含む「駅前賑わい拠点」のまちづくりの具体化に向け、様々な意見を聴取するため、大宮駅東口駅前賑わい拠点まちづくり懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

(1) 駅前賑わい拠点におけるまちづくりに関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

### (組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 自治会、商店会の代表者等

(3) 大宮小学校の関係団体や機関の代表者等

(4) 別図に示す検討対象範囲の土地又は建物の権利を有する者

(5) 市職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 懇話会の構成委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が懇話会を招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 懇話会は、原則公開とする。ただし、必要があると認めるときは、委員の過半数の同意により懇話会を非公開とすることができます。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、さいたま市都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年9月22日より施行する。

【別図】検討対象範囲

